

お彼岸中は特に注意!!

## 【ろうそく・線香等からの火災統計について】

ろうそくや線香等が原因の火災が毎年発生しています。

郡山地方広域消防組合管内では、過去10年間（2015年から2024年まで）にろうそくや線香等が原因の火災が31件発生しています。※ 線香に点火時の火種等も含む  
そのうち住宅火災が19件、墓地周辺での枯草・林野火災が12件となっており、死者1名、負傷者9名の被害が出ています。

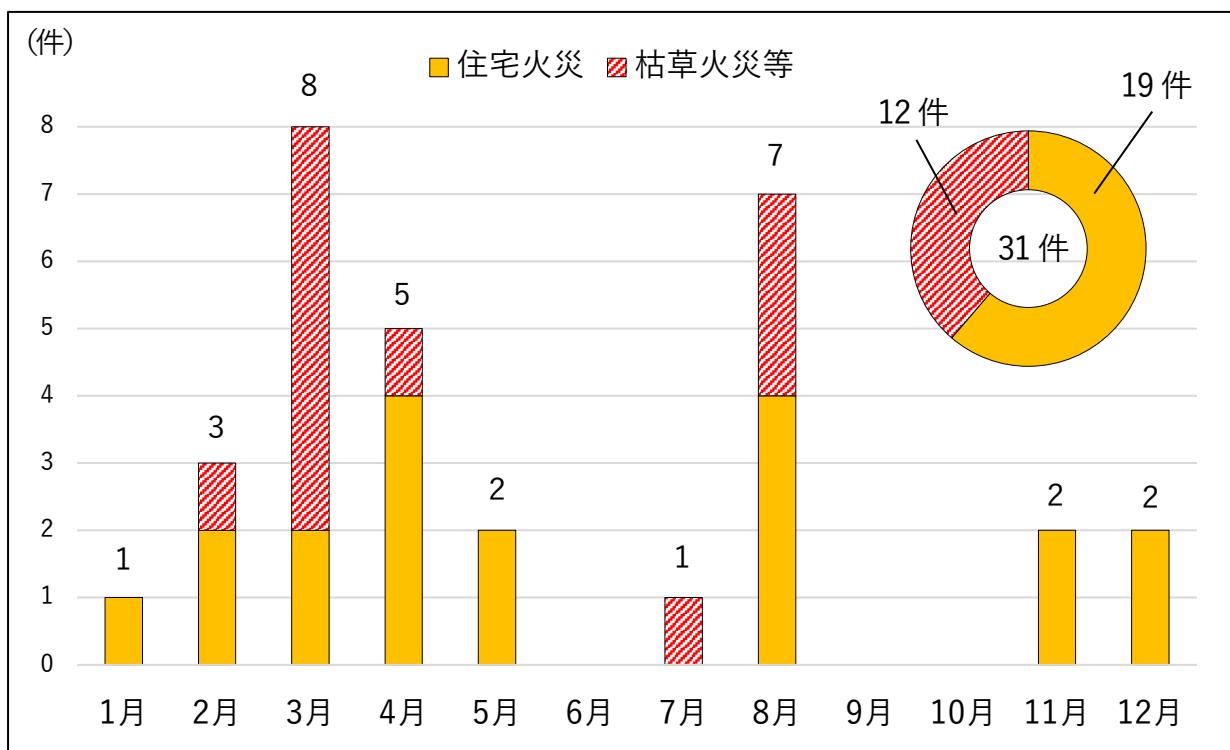
特に春のお彼岸の時季は、空気が乾燥し屋内・屋外問わず火災となりやすいことから、注意喚起を図るため火災統計をまとめましたのでお知らせします。

※ 小数点を含むものは、小数第二位を四捨五入した数値。

### ■ 月別の火災件数

月別の火災件数をみると、3月が8件で最も多く、次いで8月が7件と続きます。

3月はお彼岸の時季に、8月はお盆の時季に特に多く発生しています。



## ■ 住宅火災

ろうそく・線香等が原因の住宅火災は19件発生しています。

発火源別にみると、ろうそく・灯明が15件で78.9%、線香が4件で21.1%となります。

出火した経過をみると、ほとんどが近くの可燃物に接触したことによるもので、ろうそくが倒れて可燃物に接触した事例や、長時間ろうそくに火をつけたまま放置したことで炎の位置が変わり造花に燃え移った事例などがあります。また、ろうそくの炎が衣服に燃え移り火災となった事例もあります。

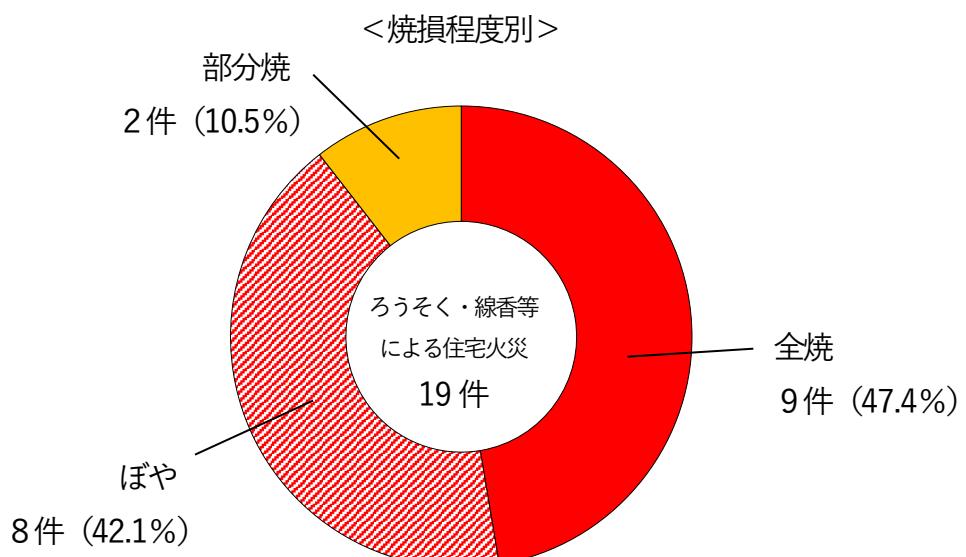
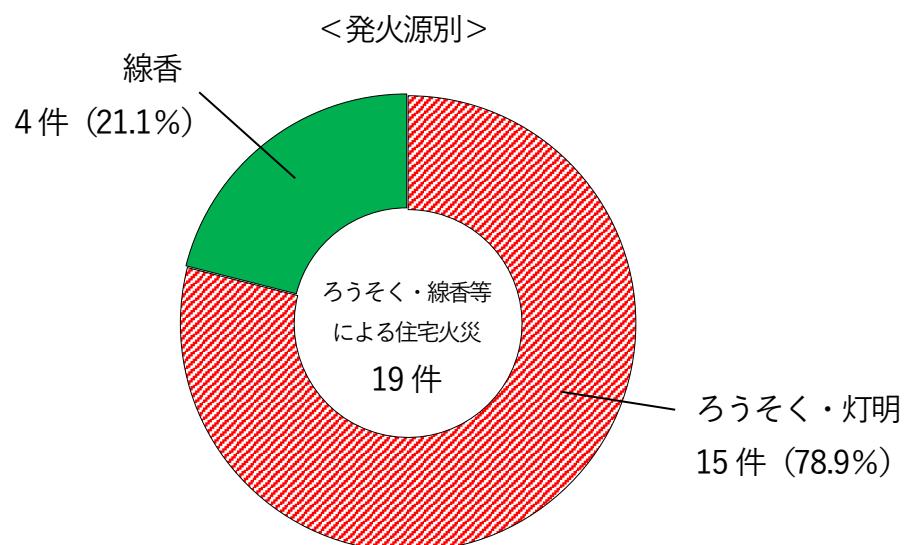
焼損程度別にみると、全焼が9件(47.4%)で最も多く、次いでぼやが8件(42.1%)と続きます。

※ 全焼とは、建物の70%以上を焼損したもの又はこれ未満であっても残存する部分に補修を加えて再使用できないもの。

※ 半焼とは、建物の20%以上70%未満を焼損したもの。

※ 部分焼とは、全焼、半焼、及びぼやに該当しないもの。

※ ぼやとは、建物の10%未満を焼損したものの、かつ焼損床面積若しくは焼損表面積が1m<sup>2</sup>未満のもの、又は収容物のみを焼損したもの。



## <予防のポイント>

- ◆ ろうそくを使用しているときはその場を離れない。
- ◆ ろうそくは、金属製、陶・磁器製のサイズの合った専用の燭台に安定させて立てる。
- ◆ ろうそくの転倒に備えて、周囲には燃えやすい物を置かない、又は距離を取って置く。  
(転倒しなくとも、炎の位置が変わることで接触する場合もあるので注意)
- ◆ ろうそくが折れて火種が床や座布団などの可燃物に着火することがあるので、使用前に状態を確認する。
- ◆ 火のついた線香が香炉から経机や床にこぼれ落ちないよう香炉皿を使用する。
- ◆ ろうそくや線香を供えた後に、仏壇の奥に手を伸ばした際に衣服に着火することがあるので注意する。



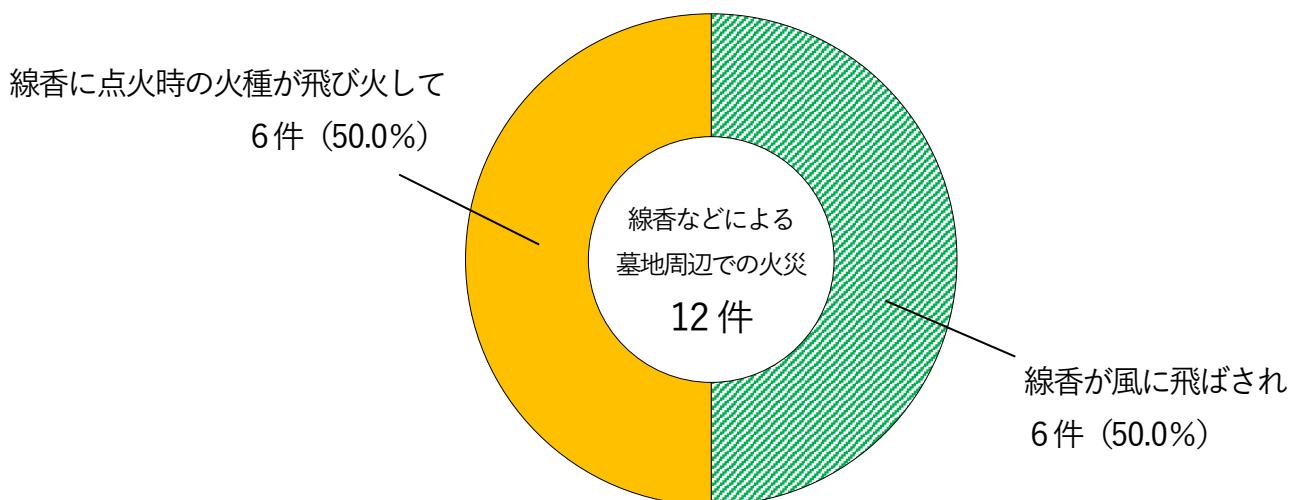
ろうそく燃焼実験映像（郡山消防 YouTube チャンネル）

- ・前半：衣服への着火
- ・後半：造花への着火



## ■ 墓地周辺での火災

ろうそく・線香等の火種による墓地周辺での火災は 12 件発生（すべて線香等） しています。  
出火した経過をみると、線香そのものが風に飛ばされたとみられるものが 6 件 (50.0%)、線香に点火時の火種が飛び火したとみられるものが 6 件 (50.0%) となります。



## <予防のポイント>

- ◆ 線香に点火する際に新聞紙などの飛散しやすい物を燃やすことは止める。
- ◆ お供えした線香は風で飛ばされないようにするとともに、火が消えるまでその場を離れない。
- ◆ 風が強い時は火気の使用を控える。